



人事コンサルティングに関する委託契約書

〇〇〇社（以下甲という）とニューベリービジネスコンサルティング株式会社（以下乙という）とは、甲が乙に委託する人事コンサルティング業務に関し、以下の通り契約を締結する。

（中略）

第2条（コンサルティング料等）

甲が乙に支払うコンサルティング料は、乙の本コンサルティング業務実施により甲が採用した者（以下採用者という）の初年度見込み年収の30%とする。

ここでいう初年度見込み年収とは、月例給与と通年勤務した場合の見込み賞与の合計額をいい、臨時に支給される給与は含まない。また、年俸制の場合は年俸の総額とする。

2. 甲は採用者の入社1ヶ月以内に乙が指定する銀行口座にコンサルティング料を支払うものとする。
3. 採用者が、自己都合による退職または明らかな本人の責による解雇に至った場合、乙はその期間に応じ、以下の割合でコンサルティング料を退職月の翌月末までに甲に返還するものとする。
 - 入社後1ヶ月以内：コンサルティング料の80%
 - 入社後3ヶ月以内：コンサルティング料の50%
4. 甲の事由に起因する退職、もしくは甲の都合による解雇の場合にはコンサルティング料の返還はしないものとする。
5. 乙の本コンサルティング業務実施のために必要な費用は、乙の負担とする。
6. 乙は、甲の責めに帰すべからざる事由により生じた損害については、甲に請求することはないものとする。

（以下、省略）